

## 【シンガポール】 アクティブ・モビリティ法の制定

前・海外立法情報課 南波聖太郎

(海外立法情報課在籍時に執筆)

\* 2017年1月10日、アクティブ・モビリティ法が国会で可決された。これは、交通事故の防止を目的として、自転車やキックスクーターなどの利用や販売を規制するものである。

### 1 立法の背景

シンガポールでは、自動車の交通量を抑制して交通渋滞や環境汚染を防止するための取組が、積極的に進められてきた。その中でも政府が近年力を入れているのが、自転車あるいはパーソナル・モビリティ・デバイス（PMD）と呼ばれるキックスクーターやホバーボードなどの利用の促進であり、2016年7月には大規模な自転車シェアリング制度の計画が発表された（注1）。その一方、自転車やPMDと自動車や歩行者との間で事故が多発するようになっており、事故防止のための法制度の整備が急がれていた。

### 2 法律の概要

2017年1月10日に国会で可決されたアクティブ・モビリティ法（No.40/2016）は、全7章72か条から成る。以下、その概要を紹介する。

#### (1) 車両の区分

本法では、公道を通行する主体を、自動車（自動二輪車を含む）、電動補助自転車（注2）、自転車、PMD、歩行者の5つに分類している。歩行者には、モビリティスクーター（注3）、車いす（電動も含む）、ローラースケートなどの車輪付き玩具、ベビーカーや台車などの手押し式の車両も含められる。そして、PMDは、この4つに分類されない車両の総称であるとされた（注4）。

#### (2) 公道の区分

本法では、公道を、歩行者専用道路、歩道（foot path）、共有道（shared path）、車道の4つに分類している。車道を通行できるのは、自動車、電動補助自転車、自転車である。共有道を通行できるのは、電動補助自転車、自転車、PMD、歩行者である。歩道を通行できるのは、自転車、PMD、歩行者である。歩行者専用道路は、歩行者のみが通行できる。

#### (3) 事故防止の対策と事故発生時の対応

各車両については、公道で利用できる規格（重量、大きさ、最大速度）が、別途定められる（注5）。また、各公道には、制限速度が別途定められる（注6）。その他、各車両の利用者は、交通大臣が発行するガイドラインに沿って公道を通行することを推奨される（注7）。交通の利便性を確保するため、行政の指示を受けた者は、自らの経費で道路標識を設置し、それを適切に維持しなくてはならない。また、通行を妨害する物を公道に置いてはならない。

自転車や PMD 等を利用して公道で事故を起こした者は、即座に停車し、被害者または破損した器物の所有者に対して運転者本人および車両所有者の氏名と住所を開示し、速やかに警察または監視員（後述）に事情を説明しなくてはならない。

#### (4) 車両の販売

電動補助自転車、自転車、PMD を販売する業者は、公道で利用できる規格に合致しない車両に関しては、それを販売すること、店内に陳列すること、関連する広告を出すことが禁止される。ただし、国外への輸出を目的とするものに関しては、事前に契約が成立している場合に限り、販売が認められる。また、公道での利用を目的としないことを証明するものが提示された場合も、販売が認められる。規格を超える改造を請け負うことも、同じく公道での利用を目的とする車両に関しては、禁止される。

規格に準拠した PMD に関しては、車道での利用を目的としていることを知りながら、あるいはそれを確かめずに販売してはならない。

全ての販売店は、以下の内容の注意書きを店内に掲示しなくてはならない。①PMD の車道での利用は違法である。②規格外の電動補助自転車、自転車、PMD の公道での利用は違法である。③電動補助自転車、自転車、PMD は特定の公道においてのみ利用可能である。

#### (5) 本法の実施

本法は、交通省陸上交通庁の職員、同庁が任命する公道監視員（以下、正監視員）、同じくボランティア監視員が実施する。正監視員には、その他の公的機関の職員が補助警察官として任命される（注 8）。ボランティア監視員には、18 歳以上の個人が任命される。

ボランティア監視員は、交通事故発生時に、事情聴取と逮捕を行うことはできない。車両の販売に関する規制は、庁職員のみが実施できる。庁職員と正監視員は、本法に基づき裁判所や警察署への出頭を求めることができる。

本法に反して利用または販売された車両、及び交通の障害となる車両や物に関しては、庁職員と正監視員に限り、これを差し押さえることができる。また、差押えから 30 日が経過しても所有者から返還請求のなかった車両は、それが規格に準拠したものである場合に限り、競売または入札にかけられる。

注（インターネット情報は 2017 年 3 月 16 日現在である。）

(1) 都市部の 3 つの地区に、約 400 メートル間隔で 230 か所のサイクルポートを設置し、2300 台の自転車を配備する計画が 2017 年中の完成を目指して進められている。 *Straits Times*, 2016.7.28. <<http://www.straitstimes.com/singapore/transport/bike-sharing-pilot-could-be-expanded-to-marina-bay-tampines-and-pasir-ris-towns>>

(2) 電動補助自転車とは、電動モーターを備え、ペダルもしくは電動モーターまたはその両方により駆動する自転車だとされている。

(3) モビリティスクーターとは、歩行に障害がある者が利用する 3 輪以上の座席付き車両だとされている。日本ではシニアカーとも呼ばれる。

(4) PMD の区分から除外する車両を新たに定義する必要がある際には、交通大臣が決定し、官報で公示するとされた。

(5) 自転車、電動補助自転車、PMD は、重量 20kg、幅 70cm、最大速度 25km/h を超えてはならない。 *Straits Times*, 2016.1.11. <<http://www.straitstimes.com/singapore/transport/mps-call-for-helmet-use-courses-to-ensure-safe-public-paths>>

(6) 歩道は 15km/h、共有道 25km/h を超えてはならない。 *ibid.*

(7) ガイドラインには、バス停付近では徐行する、混雑している場所では車両から降りる、常に歩行者を優先する、左側走行を維持するといった内容が含まれる。 *ibid.*

(8) ただし、シンガポールの地方自治体に相当するタウンカウンシルの職員からは任命されない。